

子育て世帯等移住・定住  
応援事業

+

三世代同居  
応援事業

大和町から  
最大180万円  
を交付します！



新たに大和町へ家族で移住・定住を希望される方が、住宅などを購入・新築・リフォーム工事を行った場合や、三世代同居をするために引越しなどをされた際に、補助金を交付します。

詳しくは、町のホームページ (<http://www.town.taiwa.miyagi.jp/>) をご覧ください。

## 随時相談受付中！

問い合わせ先

大和町まちづくり政策課  
〒981-3680  
宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1  
TEL：022-345-1115（直通）  
FAX：022-345-4852

QRコードからHPにアクセス！



大和町子育て世帯等  
移住・定住応援事業



大和町三世代同居応援事業

## 子育て世帯等移住・定住応援事業

内 容	新たに対象区域に移住する子育て世帯が、住宅を購入・新築・リフォーム工事等を行った際に、補助金を交付します。				
対象区域	宮床地区・吉田地区・鶴巣地区・落合地区（市街化区域を除く）				
補助対象者の要件	<p>■補助対象者の要件は、以下の<u>いずれにも</u>該当している者となります。</p> <p>(1) 補助対象区域内に住宅や土地の取得又は新築やリフォーム工事等を行なった者</p> <p>(2) 次のいずれかの居住要件に該当する者</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 転入日から起算して過去継続して2年以上町外に居住し、当該地に転入した者</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 転居日から起算して過去継続して2年以上（町外居住通算可）町内の補助対象区域外の地区に居住し、当該地に転居した者</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 上記のほか、補助対象区域外への居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した者</p> <p>(3) 本人若しくはその配偶者のいずれかの年齢が40歳未満の者又は中学生以下の子どもを扶養している者</p> <p>(4) 大和町に定住意志のある者</p> <p>(5) 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある者</p> <p>(6) 世帯全員が暴力団員に該当しない者</p> <p>(7) 同居する世帯全員に、町税等の滞納がない者</p> <p>(8) 過去に、この補助金の交付を受けたことがない者</p>				
補助対象事業の要件	<p>■補助対象事業は、以下の<u>いずれにも</u>該当することが要件となります。</p> <p>(1) 補助対象区域に存する住宅であること</p> <p>(2) 補助対象者が事業を施行し、引渡しを受けた物件であること。</p> <p>(3) 要綱で定める対象工事であること</p> <p>(4) 申請日から起算して過去1年以内の居住および対象事業の実施であること</p> <p>(5) 過去に、この補助金の交付を受けたことのない物件であること</p> <p>(6) 土地の取得費用を含む事業費が200万円以上であること</p> <p>※建物の解体費用、外構費用、家具や備品の購入及び設置のみに要する費用などは、補助対象外となります。詳しくはお問い合わせください。</p>				
補助金額（上限額）	区分	種別	補助の区分及び金額		要件等
	基礎額	住宅の取得・新築・建替えの場合 (土地代・リフォーム工事費用含む)	転入	転居	事業費の10%以内
		リフォーム工事のみの場合	50万円	25万円	
	加算額	子育て応援加算	20万円	10万円	中学生以下の扶養親族一人当たり
		空き家バンク加算	10万円	5万円	大和町空き家バンク活用時
		町内業者施工加算	30万円	15万円	全体事業費の2分の1以上で適用
	全 体 上 限 額	取得・新築・建替え等	150万円	75万円	
リフォーム工事のみ		100万円	50万円		
※1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。					

## 三世代同居応援事業

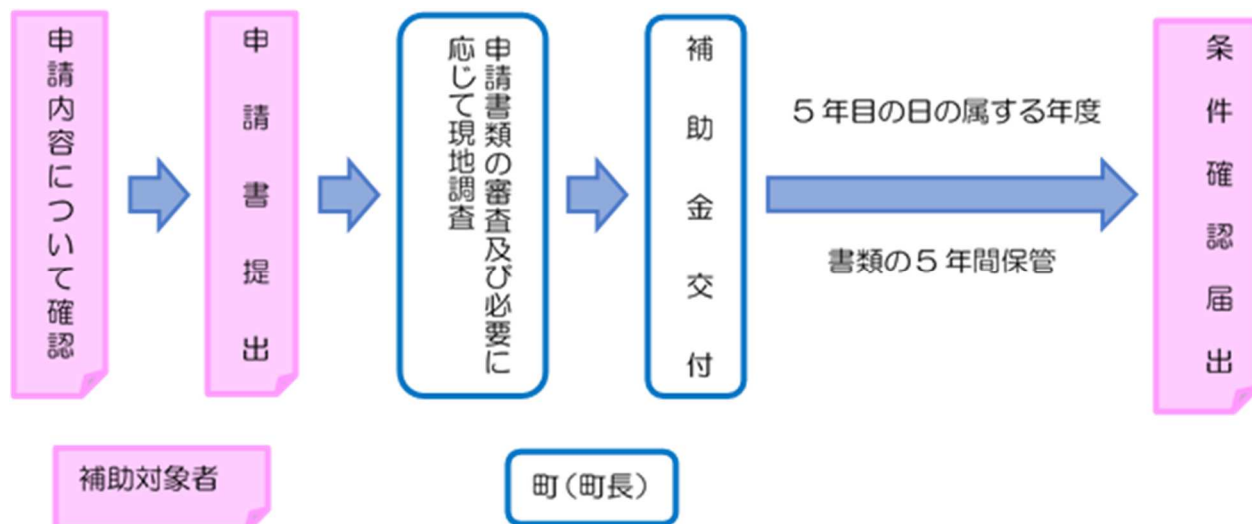
内 容	新たに町内に子育て世帯等の転入・転居によって三世代同居（同一の敷地内及び隣接地を含む）する世帯が、引越しやリフォーム工事をした際に、補助金を交付します。																
対象区域	大和町全域																
補助対象者の要件	<p>■補助対象者の要件は、以下のいずれにも該当している者となります。</p> <p>(1) 子育て世帯が町内に転入又は転居し、三世代家族となった者</p> <p>(2) 次のいずれかの居住要件に該当する者</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 転入日から起算して過去継続して2年以上町外に居住し、当該地に転入した者</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 転居日から起算して過去継続して2年以上（町外居住通算可）町内に居住し、当該地に転居した者</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 上記のほか、前住地の居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した者</p> <p>(3) 中学生以下の子どもを扶養している者</p> <p>(4) 三世代家族で同居する継続意志がある者</p> <p>(5) 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある者</p> <p>(6) 世帯全員が暴力団員に該当しない者</p> <p>(7) 同居する世帯全員に、町税等の滞納がない者</p> <p>(8) 同居する世帯全員が、過去にこの補助金の交付を受けたことがない者</p>																
補助対象事業の要件	<p>■補助対象事業は、以下のいずれにも該当することが要件となります。</p> <p>(1) 補助対象者が事業を施行した引越し事業又はリフォーム工事事業（以下「対象事業」という。）で、引渡しを受けたものであること。（ただし、二親等以内の親族が所有するものである場合に限り、その二親等以内の親族が行ったリフォーム工事事業も対象に含めることができる。）</p> <p>(2) 要綱で定める対象事業であること</p> <p>(3) 申請日から起算して過去1年以内の居住および対象事業の実施であること</p> <p>(4) 過去に、この補助金の交付を受けたことがないこと</p> <p>※建物の解体費用、外構費用、家具や備品の購入及び設置のみに要する費用などは補助対象外となります。詳しくはお問い合わせください。</p>																
補助金額（上限額）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">補助金額(上限額)</th> </tr> <tr> <th>転入</th> <th>転居</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎額</td> <td>三世代同居応援事業補助金のみの場合</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合</td> <td rowspan="2">30万円</td> <td rowspan="2">15万円</td> </tr> <tr> <td>空き家住宅購入支援事業補助金を併用する場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費が上限額に達しない場合は、実額を補助します。          ※1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。</p>			区分	種別	補助金額(上限額)		転入	転居	基礎額	三世代同居応援事業補助金のみの場合	50万円	25万円	子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合	30万円	15万円	空き家住宅購入支援事業補助金を併用する場合
区分	種別	補助金額(上限額)															
		転入	転居														
基礎額	三世代同居応援事業補助金のみの場合	50万円	25万円														
	子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合	30万円	15万円														
	空き家住宅購入支援事業補助金を併用する場合																

「子育て世帯等移住・定住応援事業（左）」と「三世代同居応援事業（右）」を併せて申請しますと、**最大180万円の補助金を受けることができます。**

補助金を受けるためには要件を満たす必要がありますので、ご確認ください。



## ■申請の流れ



## ■申請に必要なもの

子育て世帯等移住・定住応援事業	三世代同居応援事業
(1) 大和町子育て世帯等移住・定住応援事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号） (2) 住宅取得等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し (3) 対象工事の内容を明らかにする着工前と完成後の写真及び図面等 (4) 対象住宅の位置図 (5) 対象住宅の全部事項証明 (6) 工事代金の支払いを確認できる書類の写し (7) 世帯全員分の町税等の未納がないことの証明書 (8) 同居する世帯全員分の住民票の写し (9) 誓約書兼同意書（様式第2号） (10) 上記のほか、要件確認のために必要な書類	(1) 大和町三世代同居応援事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号） (2) 対象事業に係る請負契約書の写し (3) 対象事業の着工前と完了後の写真及び図面等 (4) 当該事業の位置図 (5) 対象住宅の全部事項証明 (6) 事業に要した代金の支払いを確認できる書類の写し (7) 世帯全員分の町税等の未納がないことの証明書 (8) 同居する世帯全員分の住民票の写し (9) 同居する世帯全員分の戸籍の全部事項証明書（謄本） (10) 誓約書兼同意書（様式第2号） (11) 上記のほか、要件確認のために必要な書類
<u>※申請に係る書類の審査及び必要に応じ現状調査を行い交付の可否を決定します。</u>	<u>※申請に係る書類の審査及び必要に応じ現状調査を行い交付の可否を決定します。</u>

## Q&A

Q：この補助金の申請時期はいつになりますか。

A：当該地に住所を異動した後に申請いただくこととなります。

ただし、住所の異動（転入・転居）日または対象事業の完了（引渡し）日のいずれか早い方から1年以内の申請が必要となります。

申請前に事前相談が必要になりますので、まちづくり政策課へお問い合わせください。

Q：地域行事への参加及び協力意思とはどのようなものですか？

A：お住まいになられる地区の区長さんに、年間行事などをきいて

積極的な参加や協力をお願いします。若い力で地域を明るく盛り上げていきましょう。

まずはご相談ください！



申請様式は、町のホームページ (<http://www.town.taiwa.miyagi.jp/>)  
 や役場まちづくり政策課でも配布しております。